

## 愛知県立大学附属図書館蔵

### 『天野信景集説 手書随筆』 解題・翻刻

愛知県立大学稀書の会\*

本書は本学附属図書館に一九六二年（昭和三七）から所蔵される和書で、名古屋市の松本書店より購入されたものである。竪二〇センチ・横一四センチの半紙判よりやや小さめの竪帳様のものである。丁数は墨付三七丁で、挟み込みの絵図一枚を含んでいる。表紙の後の遊び紙に押された当時の愛知県立女子大学図書館所蔵印には、同年十二月十九日の日付が残されている。その館蔵印の上部には本女子大学の印がある。表紙は洪引の作りで、外題に「天野信景集説（朱書）「手書随筆」全」とある。本紀等の文献の記載から始まり、以後様々なテーマごとに著者天野信景の博覧強記ぶりを示す文章に入る。本書は、その外題からも天野自身の書き上げた手書きの文章そのものであると推定され、後の者が手を入れたと思われる箇所も存在するものの、全体として天野の数々ある著作の一つと考えて間違いない。

言うまでもなく、天野信景は十七世紀後半から十八世紀前半に活躍した尾張藩屈指の学者で、随筆『塩尻』の作者として知られる人物である。尾張藩士の系譜集成である『士林泝洄』には、貞享元年（一六八四）に亡くなった父信幸の家領四五〇石を継ぎ寄合となったとされる。その後正徳五年（一七二五）には御鉄砲頭となり、享保八年（一七二三）病を得て辞職している。以後、同十五年まで寄合として過ごし、同十八年に没したという。号は信阿であった。その彼の残した著作が、従来確認されているもの以外に新たに発見されたのである。それは稀書の会（本学日本文化学部の教

員・院生・学生が組織する図書館蔵本の研究会)の学習会の場においてであった。

すでに本書は本学貴重図書目録で書き上げられていたが、長らくその意味するところを顧みられることがなかった。本会は、本書が天野信景研究はもとより近世尾張学全体にとって極めて重要なものと考え、ここに全文の翻刻を試みた。今後、この翻刻が多くの文学・歴史学研究等を志す方々に活用されることを願う。

翻刻の基本的な要領を次に示す。①固有名詞以外は基本的に新字体に統一した。②本文中の朱書の部分には、「朱書」と注記し、全体にカギ括弧をつけ表記した。③本文中に書き込みがある箇所には\*を付け、そのあとの文章の区切りのよいところに\*を記し、書き込み部分を表記した。以上三点をあらかじめ確認いただきたい。

なお、いまだ本格的分析には入っていないが、本書と『塩尻』との間には類似した記述があったり、同じような図版が用いられたりしていることが確認できる。「集説」との表題から見て、自ら完成させた『塩尻』という著作から図版等を借りるとは考えられないから、逆に『塩尻』を完成させるための準備として本書が編まれた可能性が高い。大胆な仮説を立てるならば、本書のような「集説」がいくつも集まって『塩尻』は完成されたのではないか。そうした問題提起をして解題にかえたい。

\*稀書の会メンバー

小谷成子、久富木原玲、大塚英二、狩野一三、熊澤美弓、

芝紗耶香、名倉ミサ子、横山知世、鈴木めぐみ、長屋隆幸

# 『天野信景集說』

【一 右】

○玉房之中神門戸注曰陰陽中為神門戸主其精約  
男曰精女曰約男以葳精女以月水故曰門戸外景經

○本記

帝王本記 雜氏本記 庶氏本記 是氏族三本記其他地神本記錄大己貴命之後係

系圖

神皇系圖 一卷 蘇我馬子撰

帝王系圖 一卷 舍人親王撰

續帝王系圖 一卷 菅原為長撰

帝王廣系圖 百卷 平基親撰

帝王系圖 一卷 卜部兼直撰

皇胤紹運圖 二卷

諸家分脉系譜 十四卷 藤原公定撰

和氣譜 一卷 清磨撰

大中臣本系 圖書寮諸氏系圖

記錄

神別雜氏記 三卷

新撰姓氏錄 三十卷

【一 左】

伝記

藤氏傳記 一卷 大織冠 一卷 淡海公 一卷

武智曆 一卷 大政大臣源朝臣 一卷 嵯峨天皇皇子

大臣傳 六卷 大將傳 一卷 菅家 一卷

江家 一卷 紀家 一卷 小野 一卷

滋野 一卷 橘家 一卷 良大納言傳 一卷

吉備傳

此外善相公野相公等之伝家之所記不違枚

挙今抄一二而已

○康正元年三月五日義政將軍筒井隆舜房光宣法印

筒井太郎順秀なりに命して和州甘樞宮アマカシに昔より納りし蘇我フサマ

入鹿か屍を京師に入らしむと云々

【二 右】

○熱田土用御殿宝劍の外別劍を納む是レ尾張氏の

秘なり予幸に其ノ安置のさま数等を伝ふ子十二月二十六日口授なればこゝに

記さす

同し哥にても又ハ別の哥にても同時に両所へ遣ス時書式

有り二所大神宮なんどへ奉納せし歌をこゝにしるし侍る

文字ニツ 神路山あふけハ空に高しりて カナニツ ひさかたの天津水影ミカゲのます鏡カミタマ

またうへもなき千木の片そぎ 字ハ行文字也 曇らぬ御代を猶照すらん

右ハ内宮奉納ノ短冊

右外宮奉納短冊

凡そ新しき歌ハ上下の句ノ上をならへて書き古歌  
 ハ下ノ句をさけてかく事通例なりとそ

○熱田大宮寺季範の女源頼朝の母ノ忌日ハ東鑑に見え  
 しか何の年に逝せしにやと問フ人有予曰へ平治物語

【二 左】

の三に頼朝の言に云去年三月に母にをくれ今年正月父  
 討れ給ふといへり然れハ平治元年三月死せしと見えたり  
 と答へ侍る又問平治物語にいへる今若乙若は義經同腹  
 の兄なり末へニハ何といひしそ曰系譜を按するに今若  
 後に出家し阿野法橋全成と称す又醍醐の悪禪師とも  
 いへり東鑑ニ云建仁三年五月十九日依有謀叛聞被召籠御  
 所中武田五郎信光虜へ之配常陸国云其後下野国にして  
 終に殺されし由有り乙若も法師になり八条の卿義円  
 と称せし養和元年三月頼朝の御方にて墨俣合戦の時  
 戦死せし也凡頼朝の兄八人宮内丞義門病死の外皆横死  
 なり姉妹三人も姉ハ刃やぐらに殺され妹ハ川に投死せり中納言能保  
 の室バかりそ榮サカスられし是皆義朝父を弑せし報とこそ

【三 右】

覚へ侍る頼朝卿とても父子三代とは申なから頼家実朝  
 ハ兄弟なれハ実ハ二世にして亡ひ給ひけり

○ 我国神武天皇より淳和帝に至るまで御名を記すと

いへ共実ハ号にしてたしかなる御諱にあらず乳母の姓などを御名に用ひられし由准后親房の記に見へ侍る仁明天皇

始て正良と御諱つかせ給ひてよりまさしく二字の御

名ハ伝り侍るこれそ帝位の御始なりけるされハ今の俗

マサヨシと名のり侍らん事たとひ文字ハ異也とも先王の始

諱なれは憚り奉るへき事也心ある人々ハ代々の御

諱を知り奉りて避まいらすへき事也

これハ或ハ人名乗字を切してよとてこし侍るを見れば

正良の字也恐れ多きにかく書て返し侍りし

【三 左】

近世の僧法師代々の法諱ハさら也將軍家の御

法名をさへしらて賤しの民にも同じ文字を戒名に

し侍る殊さら日蓮宗の文盲さいかに法華經によせ

ある文字なれハとて醍醐院円融院なとを忌憚らて

檀施を貪り院号に用ひ侍るも多し誠におそれ多キ

か事にや

○ 椎ノ葉折敷タル上ニ餉盛カレイ、云、太平記、三五

折敷とハ往古木の葉を打敷て食を盛しより

盤をもおしきといひしとかや大神宮の内宮

の御饌ハ今も土器に柏葉敷て供し奉る

○おさめみかはやうど源氏須磨卷

仙源云記録なンとも長女御厠人とそ書と云々

【四 右】

細流にとの字不清不濁聞ゆるやうによむべし

とあり八雲抄におさめハ下女の事也とミゆ按するに

今俗小兒不浄の器をおかハと呼フハ御厠なるへし

夫レをもてあつかふ下部女を御厠女といふなるへし

○撰津国渡辺のろうの岸と呼フ所ハ古へ駅楼とて高殿

を作り撰津職シキの下司西海の賊船を遠見せし所也

されハ楼ノ岸と書す其辺昔シ齋宮女御帰京の時かりに

宿り祓ハラしたまへる所あり大江殿と称せし

○武王紂辛か悪を諫る事不能終に牧野の戦に及び堯

舜其子の不肖を教ゆるに由ヨシなく孔氏三世妻を出し

叔梁紇伯魚子思也 周公管蔡か叛ヲ討し給へる類ひ聖賢といへ共

其徳を以て化する事不能皆是命にして時の変

【四 左】

にや後世無道の王公事故なく妻子和し臣民叛ざる

も又命にして変というへきかも

○或人曰近年世に見るしゆる竹といふハ本名何といふそと

答志林を按するに桃竹といふ物是也葉如<sup>ク</sup>棕<sup>シユロ</sup>身ハ如竹  
 密<sup>シケキフシ</sup>節而実中蓋天成柱杖也<sup>云</sup>  
 又問近年きじやくと云鳥あり格物論にいへる白頸の鴉  
 を南人鬼雀と云鳴けハ凶咎ありとよからぬ鳥にやと答  
 しからず喜鵲と書とかや劉孟玉詩などに喜をトと  
 云是なり又これを靈雀と云格物論にも其声查  
 ニ然人聞其噪則喜な<sup>ン</sup>と見へ侍るかゝる故我  
 大<sup>公正</sup>公<sup>正</sup>当国に放させ給ひしかハ頃日ハ多なり  
 侍る

【五 右】

○濃州武藝郡神淵村龍門禪寺ハ元僧寧一山  
 の開基土岐頼貞本願の寺也頼貞ハ土岐隱岐守  
 光定の息母ハ平貞時女土岐の嫡家也曆応  
 二年二月二十三日に卒せり定林寺殿卓然  
 存孝大居士と号とかや寺内に熊野八幡<sup>マツ</sup>笠<sup>カサ</sup>神  
 等の祠あり又寺の東北に牛頭天王の社あり  
 是実に旧地にして神淵の号ハ一山名付し  
 是もとより神祠有し故也

○荒井筑後守<sup>名璠字君美</sup>  
<sup>号白石</sup>蕎麦麵の詩  
 落磴玉屑白皚ニ素餅團圓月様開芦倒孤洲吟



## 【五】

雪下蓬飄平野捲沙來鸞刀探處游絲亂釜烹  
時暈浪堆茱萸葦葱宜佐饘肯將麻飯訪天台

稱呼辨

名分之學不明則事無體制綱紀隨壞凡所以理  
國正家制行脩辭皆苟焉而已且若近世諸稱呼  
訛謬尤多如我國都自桓武帝由南都遷于  
今山城愛宕郡命号曰平安城以後歷朝因之未  
嘗有革則是今日通行不易之定稱也然世作詞  
章裁簡牘者率称曰洛陽曰長安雖承襲之久全  
無意蒙周成王都河南洛水之北因号曰洛陽猶  
汾陽河陽之類特異國一處之地名而歷代仍之  
耳至於長安則宜如可通稱也然是亦閩西都号  
本鄉名而漢高祖取以名咸陽与洛陽相對實有  
方地可指豈可以此称於別都耶況我國乎其他

【六】  
右

如以桃花銅駝称條路之類皆假託失實殊非名分  
之正也近來又有居鴨川之東西称為河東河西及  
江東江西者居堀川東西者亦然大抵其鄉里宅舍  
邊才有一水便要江河表之比擬異國地名甚可

【六  
左】

鄙矣尤可笑者凡書諸罔号必以陽字帶之如撰津  
 為撰陽播磨為播陽筑紫為紫陽大坂為坂陽其餘  
 皆然其意以為是則美称也殊不知陽本對陰乃山  
 南水北之謂如華陽岳陽及前所云洛陽汾陽之類  
 而若無山水可指標者則雖大都通津亦不可以陽  
 呼也山北水南謂之陰亦同其他踈妄如以唐名称  
 官名称國守為諸侯以假名為諱以實名為字呼學  
 者為秀才之属不可勝數而至於相称为君為公則

又可謂無忌憚矣又有約省姓名模倣異國人或  
 直以伯某仲某自命字者与彼被深衣幅巾以奉  
 祭祀之類異文軌孰甚乎是此皆始陋儒俗學為  
 同一流而其無稽無識術奇駭俗之所為而卒教  
 拳世之人承訛踵誤不知自名教之罪焉可悲也  
 夫  
 安正謹識

淺見氏の弁其正しきさま実に世盲を開て尤き  
 誤をもかへし侍るへき論也是等中世好事の陋  
 儒浮屠氏か舞筆の註誤に始り世の風俗と成り  
 しまゝに人は安んしいふかりもし侍らす  
 其他東宮の官人ならて諸寺の門主に仕ふる

## 【七右】

僧を坊官と呼び伝奏の人ならぬを奏者な<sup>ン</sup>と

称するも僭称なれと風俗久しけれハ耳にも立

侍らす百官の号を犯し院号を僭し侍るも

常となりぬ世の主人ハ京太郎京次郎など称す

るは其内なり下部ハ却て京左衛門何兵衛京の助

なと呼こそ上下の分もなくおかしけれと今ハ

天下あまねくならハしとし侍れハ如何ハせん

処名を以て陽の字を帯して称するもいと

久しき事にて源唱<sup>トナフ</sup>朝臣山城重住の時河陽

の離宮を以て国府とせしなと古き文に

侍るにや<sup>河陽ハ今の山崎なり</sup>延暦遷都の時左右二京を

定め九条の街衢を分条毎に一坊を置く所謂

桃花洞駝教業豊財永昌永寧宣風宣義淳風

## 【七左】

光徳安衆航財崇仁延喜陶化開建にして東西の

京凡十六坊有し拾芥抄を考へ見かへし是

今日仮託の私称にあらす某条坊つと呼フを以て

知るへし平安城の号と等し左右の京を源

家の都に比して西を長安といひ<sup>今ハヒ東をひたり</sup>

洛陽と称せし私に任せて名付る所にハ非す  
 されハ守介(カ)の京に上らせ給ふをも上洛と申  
 事いか、改め呼へき且大極紫宸の殿号より  
 館舎門閣の号も唐の称のまゝに模倣せさせ  
 給ふにや官職の号を唐名に呼しも近日の  
 俗にハ侍らざるか陽成院の元慶年中に右大  
 弁橘廣相朝臣當唐官畧抄一卷を述し少外記

【八右】

嶋田忠臣タケトミ百臣カウ唐名抄一卷を集むともに勅命に  
 依て考集せり故に大政大臣を相国と申中務卿  
 親王を中書王と称し式部卿なるをハ吏部王  
 など呼まいらす檢非違使別当を大理と書きし  
 も珍しからす清家外記補任に従一位儀同三司  
 と注せしも唐名に侍らすや然れハ強に唐名  
 を呼侍るを誤とハ云かたくや侍らん又国の守を  
 諸侯と申も准拠フビトの事なり昔藤原家多く追  
 封の典ありし史淡海公文忠良房を美濃公忠仁  
 基経を越前公昭宣忠平を信濃公貞信実頼を  
 尾張公清慎伊尹を三河公謙徳兼通を遠江公  
 忠義廣義頼忠を駿河公恒徳為光を相模公恒徳

## 【八左】

公季を甲斐公仁義此等の謚封諸侯の例に侍らすや  
 夫に准して今一国を賜ひ全領する貴人を諸侯  
 と申も昔のよせなきかハ諱の字ハ死後の称なるを  
 後ハ倭漢共に生る人の尊称に用ひしもあやまり  
 なから風俗也凡名字アサナも昔ハなかりし仁明天皇より  
 そ正しく二字の御諱とハきこへし後の学生  
 入学の時文章院の堂監より書下す名簿にハ  
 必字を注し侍りし由源氏の爪印ツヅなどにも  
 のせ侍る世下りてハ太郎次郎等の称を字と  
 云ひし事東鑑等を見て知るへきかも又学者  
 を秀才と称するも我国久しき称呼にて選叙  
 令に凡秀才取博学高才者と又考課令に凡秀

## 【九右】

才試方略策二条ンといへり倭名にハ須具ス礼レ罷ヒ  
 殿テ多流タル加度トと訓し又ハ比止ヒト加度カとも読侍る  
 我国進士及第の事ハ令式及び菅原和長カズの桂  
 林遺芳抄等其他の旧記を考へ見るへしいま  
 学校絶へて寮省等試の事なしされと博にして  
 才ある人を昔の称に准して秀才と称し侍らん

## 【九左】

に何の咎かあらん況や菅氏の堂上家如童獻策  
 の後専ら秀才と呼をや諸家も准之て称呼  
 とし給へるにや凡人を尊ひてきミと称する事  
 古来の風俗にて倭哥の詞に万々也禪家の  
 法名にそ某公と牌せるハあたらぬ事も侍れと  
 夫も無下の人にハ称せず又姓名を約省して  
 かららしく呼も今のミにハ侍らすや藤原ノ  
 朝臣を藤ノ某と称し藤中納言菅宰相とも申  
 めり嵯峨仁明の源氏ハ一字を名とせり又昔  
 反名の称呼も侍る藤原葛野カノを賀能カノと呼ひ  
 大江匡房を萬歳マンサイと称せし類多かる神鏡抄  
 に藤原敦光の説有り反名とハ取ニ上ノ字ハ假名之  
 初与下字之初若終連為名称之曰反名といへり  
 今の人かゝる名を付なハ弁者の為にそしられ  
 侍るへきにや是等皆其時代の風俗にして上にも  
 とかめさせ給ハねバこれを称して違犯とも  
 申かたしものこしの名に似たるを忌侍ら  
 は天皇太上皇親王大臣より將軍納言等の

## 【一〇 右】

称ハ日本の就字カハ夫レ御の字ハ天子の御事にこそ  
用ゆへきを我國ラエ斎ランの字の意を仮りて下さま

まで御の字をつけて物事に呼待るも元は

ひか事なから古今世のならハしにて我カ主人など

の事に御字をつけて呼待らすハ却て誤りと

こそなり侍りなん人名の下に様の字を書事

近き比よりの俗なれど誤りとして殿とハ呼れ

侍らす殿といふも亦もとハ殿下の尊称にして

関白の外にハどのとも申(ママ)ざりしか末々ハ人々

の称呼となり侍る甚しきハ主人を梵語に檀那

と称し武家の童シユ豎を小性と呼小姓の義不詳  
故ニ或ハ扈從の  
マカナヒ

## 【一〇 左】

賄ハ人にまひなひて物を贈送する事にして

其職に不カサハ合や侍らんこれ等名義に乖りとして

我人正し改むへきやうなし又古へ西宮左大臣

の室ハ皇女ならて愛宮アイミヤと称せしもためし

なく典侍ノボの因子ノコを藤原因香朝臣と男名に呼ビ  
 し内侍にハかやうの称も問々あるにやかゝる  
 類いくらといふ事あるべからず孔子名を正さん  
 と曰ひしハさる大義の微意ましゝけるに  
 こそ碌ロクにたる事物の名ナまで俗をためてひが  
 ぐしからんをは皆改め正し給ふべき御心ンとハ  
 見へ侍らさるか季世のすかたつとゝにかそへ  
 侍らん何かハあやまらさる事侍らさらん男の

【一 一 右】

さかやき剃りて烏帽子も蒙らす円頂の儒者  
 ハ幅巾をいたゝき婦人の髪をも下ざるすかたより  
 始風俗の変古へを去る事大に遠し禅院  
 にならひて玄関書院書院異邦土の所居なれ共  
我國の書院ハ禅院より始るの制  
 古への客殿遠侍トサフライに違ひ称呼する異邦をうつして  
 齋軒亭堂など勝し一向に風俗のさまにそ  
 なりもて行侍るされは人のすかたも家居も  
 まして詞など古今同じさまならぬハ皆其世ヨの  
 風俗にして其職ならぬ身のとかく是非し侍る  
 ことにはあらさるにや世のひが事あらは誤りと  
 心得たるのミにて可也かとゝしく他人をとが



【一 左】  
め物し侍るまでハなくてそありなんそれハ

あやまりなりと我思ふ事も人のうへに故あり  
てたかハぬ事も侍るへけれバ事物ハ時のまゝ  
にせんこそめやすかるへき戦国久しき習を  
俄ニ改め正し侍るともたれかハ従ひ侍るへき  
会客して我あつからすの心に於て恥る事  
侍らし今称呼の弁をなしり物し侍るに  
ハあらずかゝる事侍れハ一偏にな心得そと  
我童蒙に語り侍る事しかり

(朱書)「宝永五」戊子季秋初三

信景筆

○勢州の九鬼氏等当時海賊と称す今日より  
聞ハよからぬ称呼なれ共其世には此名を以て武  
勇をおもふまゝに働きしかハ尤面目とし侍りき

【一 右】

我尾州御家人千賀氏も九鬼向井等と同じ海賊  
の長なりし寛文十二年の夏  
(朱書)「二代光友」正公 知多の  
別業に遊ひましゝける時千賀氏 御前にて古キ  
事共啓せし中に 敬公の御時大名の御用有  
て 命を奉せし勢州某の嶋なる石をこそ

奉るへきなれと所に請ともたやすくハウけかひ  
 侍らしと思ひ侍りし程に自船に乘し水主  
 百人斗かうしてかの大石をこころのまゝにつませ  
 すてに出んとせしに郷民起り合て我船を  
 留なんとひしめきこぎ来りしを水主に下  
 知し郷民の舟共をことくく上放らハし無難  
 大石を府下に送り侍りし是自家海賊の

【一一一 左】

業にてかくハ物し侍りけると申せしとかや其時直に  
聞し人

語り  
侍る是全盜賊の所為なれ共其比までハこれを

家の規模とし西国の大家海賊と称し度々

明地に入て其浦々を掠し異国是を倭寇と

て恐れ国々備へし事東国通鑑などに見へ

たり海東諸国記申叔舟  
所述に我國の諸将より

贈りし書に備後州海賊大将左馬介吉安

安藝州海賊大将備中守国重周防州海賊

大将軍源藝秀等其他伊与の貞義出雲の

義忠豊前の邦吉皆海賊の大将と書キ贈れり

是西海強雄の酋長の号にして自傲りし

称呼なりけり今ハ海賊なるといへハ恥かましき

## 【一三 右】

やうに思ふ人もこそあるへけれと幕下には  
 其称も今あり千賀氏の水主昔のよせありて  
 御船出し侍る時ハ単刀のすかたいと軽くしげ  
 なるこそ軍船の者共とハ見へ侍る凡武ハ野人  
 に近からずハいかにして風雨を従し氷雪を  
 踏て山野を走り河海を渡り侍るへき

## ○

蜻蛉古今注に青而大曰蜻蛉

を我尾州の俗ヤンマといふ

西国にてヤマトンホウと呼ヤマをヤンマと訛り  
 トンホウを略せし言也其雌をメツトと云メトン  
 ホウの略訛也一種黒して美彩有ものを  
 牛ヤンマと云筑紫にてハダンと云とそ赤卒ハ  
 赤とんほふ大小紺ありクロトハラ 磬ハ山澗に有翼大にして

## 【一三 左】

身細きとんほふ也うわしきと云小黑なるものと異なり 胡黎ハ俗  
 に云むきハラとんほふ美色のさめたるかことく  
 異文あり淡白色なるものと交て雌雄也あきつ  
 虫ハ我上古よりの名かけろふハ飛事の速なるを  
 云然にかけるふの有かなきかと間々和哥に  
 よめるハ小細にして青きとんほうの見るも

はかなく飛にかひなき虫を云と云但シかけらふ  
 とハ飛かけの速なるを云と心得てたかハさる  
 よし蚊とんほうと云ハ蚊虫の大なる物にて  
 人をさゝす凡皆一類にして異なるもの又多し  
 蜥蜴 シ、ムシ 守宮 ヤモリ 蝦蟇 イモリ 蜥蜴 虎等 一類異顔也

阜螽 イナコ 促織 キリ くス 莎雞 キリス 竈馬 カマト 及ひ

【一四 右】

松虫 鈴虫 等も一類にして異なり 蟾蜍 ヒキ 蝦蟆

カヘル 土黽 足ノ長キ 蛙 青カヘル 土鴨 アマカヘル 等亦一類にして

形近し山蛤ハ井手のかハつなるか

○松に茯苓あり竹に雷丸あり茯苓ハ異葉にし

て雷丸ハ毒有松露ハ茯苓の類馬勃ハ雷丸の

類にして大小の異有 馬勃ハ俗狐の袋と云 松子ハ人

によるしく竹実ハ 自然 毒あり

定粉 本草綱目白粉也 烏金石 医書大金石灰 百和香 古今集の哥ニ見ゆ

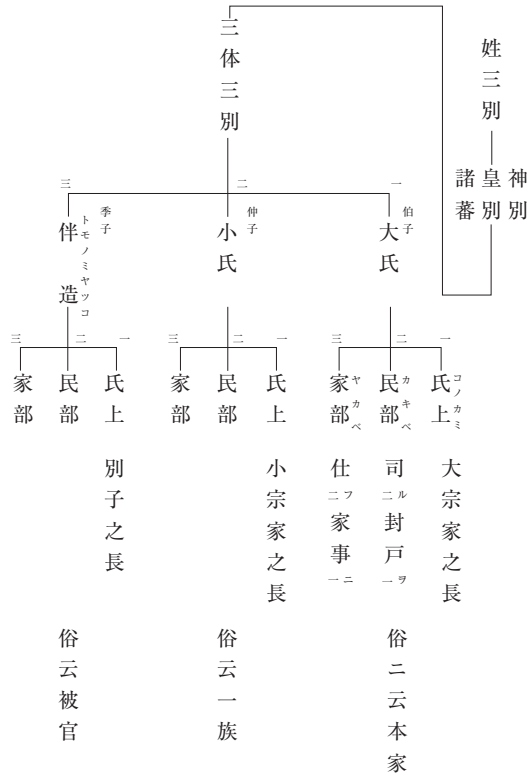
タキモノと云り 宋洪芻か香譜に其方多く見ゆ日本にても

薰物ハ久しきもてあそひ物にや六種勅方 後小松院御製法

梅花 春 荷葉 夏 菊花 秋 落葉 冬 侍従 官女侍従

合せ初シ 黒方 玄之又玄と云心にして 其香の妙合より名ツクト云云

【一四左】



【一五右】

これ我國本系の伝なり古へ諸家に命し其本系を献せしめて図書寮に蔵め給ふ夫本系の書式ハ右の三例三体に八等の尸祖をしるし其本貫及母氏等の書やうさまく習ひある事也近世の系図此故実を知らずして妄意に書す故に系図と

家牒と伝記と三体ある事を不弁甚敷ハ女子の子孫まで書つらね侍る事古の本系帳を見ざる者の所為也

へ五雜俎に瓜ウリの事いへり礼経に削サツレ瓜ウリに副サツク瓜ウリに華サツク二ツに寔ホコギリニシテ等ホゾヲ去ルの事あり是我國真桑瓜サツを削サツ法

と同じ謝氏スイハ西瓜スイの事かと疑へり彼云諸瓜其色沢香味豈復有出西瓜之上者等記せりされハ我

【一五左】

国真桑瓜の如きハ異邦なしと見ゆ又彼云今人西瓜之外無有薦賓客会食者と書せるを以て知るへし甜瓜金瓜等ハあれ共其香味日本の瓜に不及と清僧千呆チイそのかみ語れり又我宇治茶の如き上品今もろこしに絶て引茶の製さへ知らずといへり我国唐物カラの茶入レとて秘蔵し侍るハ宋朝の時渡りし器なり元に至り明に革り清に変して此器たへてなしとそ

○慶長十二年丁未三月五日従三位行左近衛権中

将兼薩摩守源忠吉卿薨

号性高院殿三品前親衛  
中郎将憲登玄伯大居士

同年四月 敬公に尾州を封し給ひし

見へ尾州舊  
話畧等

或人問信濃の御領ハ此時に非すと如何曰是レを

【一六 右】

古家に聞し慶長十七年壬子後水尾院子即位元年五月濃州の内

元和元年卯乙八月信州木曾及濃州川並等御附

三万二千石余ト云々 此後元和五年己未三月 台廟の命に

して濃州の地重て増進せられしと云々

岐早此時御領と  
なると云々

○源空弟子なりし隆寛律師ハ妻帯の僧也三子ありし



親鸞ひとり妻帯なるにあらず

○神を祭る其位を設る事如何答神社によりて

【一六 左】

不同熱田宮のときハ五神の神座御ギョシタチ戸立の秘  
を伝へて知るへし

第五

これハ異邦神道神の右也を尊フ札にして

第四

西上東下と習ふ凡ソ神拜の時も我カ右

北第三單

神の左也の方によりて下座より可拜ライ礼

第二

事也

第一

熱田宮上下の祠シイ椎木あり是古への

拜所歟

伊勢太神宮のときハ昔皇太神ハ中位コヤネ兒屋ノ命ミコ太玉命左右の相殿にましくける倭姫世記に兒屋ノ神ハ弓フシナシに座マスと口伝に日弓は左りに執トル故ニ太神の御ン左の方と習ひ太玉ノ命ハ劍に座と口伝に日劍ハ右に握トル故に

## 【一七 右】

太神の御右の方と習フト云々

外宮御鎮座の後左ハ手力雄命右ハ千々姫命を相

殿とす是亦習ある事也

千千姫ハ皇孫の後手力雄ハ臣神なり  
左右序つる事口傳あり倭漢宮制如何 答朱氏曰古人宮室の制前に門ア有中に堂あり後に寝あり凡屋イユを為こと三重にして

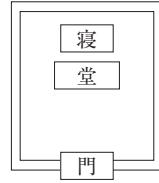
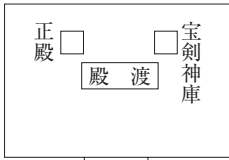
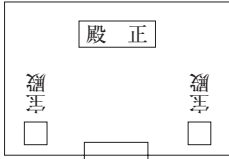
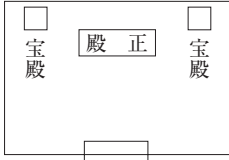
通して墻を以てこれを囲これを宮といふよし

見へたり集文我朝の神宮もこれを則として造れり

これにて可考熱田等ハ宮作りなり但シ



此外春日住吉ハもとより四座を祭る故ニ神祠



【一七 左】

今正の御殿と称するハ古への神庫カクラカ然レハ  
 神門と殿堂とありて後に宝剣ウシロの御ミ庫クラ  
 幣帛の御庫を立たる者ノか伊勢の宮  
 制モ亦神門の内に神殿一宇宝殿二  
 宇なり八剣宮ハ却ツて霊寢あるか

神門の左右より御垣ミツツありて四囲し内に神殿  
 を造るハ宮作也神殿のミにして直に拜殿ツルを為  
 ハ社作りなり我府下 東照宮ハ実に三重の宮制也  
 熱田社神堂を渡殿ワタリデンと称し神門を祭文殿サイモテンと  
 云ハ後世の誤り成へし宮制もと勅命也豈  
 私称あらんや

【一八右】

四字を立ツ熱田宮五神を祭るといへ共本只一  
座四神ハ配享の故別に祠を作らず渡殿に五  
神の御尸立を安置す  
もろこし聖賢を祀る座位或ハ右を上とし又  
左を上とす

孔子廟堂

曾子 是左を上とする祀りやうなり仏

孔子 顔子 家仏菩薩の座位も亦大概如此

子思 密家曼荼羅の伝を聞て知る

孟子 へきかも

凡祀位の次て様文會筆録によく記せり昭穆  
の次てやうと西上に立てやうと左を上とすると  
【一八左】

いつれも一義あり彼を以て是を非とする事  
なかれ

○水旱風癘疫也虫蝗也をへ管子に凶年の五害と

せり凡蝗ハいなむしの惣名にして螟爾雅に心を食ふと云

蝻説文に葉を食ふと云蝻一に蝻に作る音特賊節を食

の四種あり各形異にして害をなせり

へ後宮名目三卷ハ冷泉大納言藤原為兼卿の女御櫛

笥中將局筆して將軍家の御台所へまいらせられ

し書也世にしれぬ故実多侍る今其一二を抄

して遺忘に備ふ如左

中のころも宿衣の事御すべり御しとねなるへし云々

おおそ御帯御した裳御んゆぐの事為家よミ侍る対の

【一九 右】

侍り時

波よする松のしたもに万代となれてきなくや友鶴のこゑ

伊勢神垣 御産に臨ませ給ふ時御よりそひの御物也大さ□ゑ

御清所の御厨子棚の大さにして中に網綿ワタを入レ侍る

幸の御守 嫁娶の夜妻の方よりもてまいらせ給ふ雌雄と

分ちて二懸長二尺たけ六寸懸緒ハ蟻結多ハ菊の

結形を用る事故実也守の織物ハ白地紋ハ鴛鴦

或ハ松竹鶴亀の類ひ也夫の御守ハ母屋の中

柱にかけ妻のハ母屋の菱柱に懸クと云々

紅葉見

後宮のみそか事にて侍る嫁娶の夜より次の夜

までハ白きすべり中の衣下裳すへて白き色を

用る其夜すきて明てハ其すへりの物中の衣

## 【一九 左】

もみちの色そミたる御下裳をハ妻の家に  
 おくりまいらする也扱クレナイそれ過クレナイているのすへり

中の衣よりも御下裳マカサまで紅ベニあるハ桃色の

御物となし入レ申也云々 主文長き故

信景按するに今世嫁ヨメイリムスメ行女ハ白シロき小袖やう

を用カミゆ上カミさまハ御屏風ヨメイリムスメの絵エなとすへて御

調度テウダとも皆白シロきを用カミひさせ給タマフふハ処女ニョメの

しるしなるへし御色ミロなをしハ紅葉アキバ見ミの

遺風也

御火どまり

妻の家にて親のかたさま祝ハせたまふこと也白

川院カワインの中宮賢子承ゼウリヤク暦二年七月九日御産おハシ

## 【二〇 右】

ける其前御懐胎マカサの御けしきとて中宮例なら

すおわしける正月ウツヒの中ナカころ関白マカサ師實公参

内ウチおわしまして不意ムコト御ミ腕マカサのたまり水を主上

にうちかけさせおはしけるおほしかけさせ給はさる

御事ミコトなれハいかカにそやヤと斗トにてあきれ

させおはしけるを弁ヒラカの内侍ウチノウヂとて年トシ四十ヨソヂを過

## 【二〇左】

き有職になれたる内侍おハしけるがこれハ御  
 けしきなさせ給ふそよ中宮の御火どまり  
 の料リヤツに殿トの祝ハせたまふにてさふらふと申  
 されけれハ主上も御ンほゝゑませ給ひておもは  
 ゆきことふきハ麻呂か儲ともゑ覚へさせまします  
 とてうつふし笑ハせ給ひぬ抑御火とまりとハ

女人経水の行るゝ事一月として怠る事なく  
 侍るされと懐胎の心ハへ侍れハさやうの事  
 やミ侍る也なへて後宮の諺に経水を火と名  
 つけ来るハ対屋に出て別火をかまふる事より  
 そ起りける経水行れねハ対屋に出す別火を  
 かまへねは御火留りとハ申侍る火ハ水を以て  
 消物なれハ水を以て火をとめね御火留りの  
 末ありて御誕生疑ひなき事をことふきおほ  
 しての事なるへし夫より後ハ例となりて  
 建武年中にハ家ことにはかなき者までこの  
 ことふきをなして嫁娶過てのつとめての  
 正月ムツキにハ必妻の縁家より水祝とて侍る事

## 【二一 右】

にて侍る 云 文を略書す

信景接するに月水行る、間を俗にたやと云ハ対屋の云あやまりにやされと伊勢の神人などハ別屋を作りて他屋といふにや又水祝ひの事松永弾正より起る共又ハ駿州にて御家人さらぬ事にて妻をさる事多かりしより再娶の男に正月水あひせ給ひしより事始りしな<sup>ン</sup>と俗説に申侍るハ後宮名目の古き起りを知らざる者の言なりと覚へ侍るされと水祝の事ハ古へよりありなからそれハ外<sup>シツト</sup>舅の方よりする事なり近代の水祝ハ大概朋友の

## 【二一 左】

若輩等する事なれハ俗説の<sup>云</sup>ハ朋友よりなせし起りにやかゝる事ハ礼にも見へす師実公のせられしも野俗のすなる事を傲ひていとも不敬のわさをなん為されけるにやさらに君臣のすかたとも不覚夫より末々近世の水祝とてすなるハ新婦を娶

れる夫に甚うき目を見せて興とするさま

朋友の道に背き礼義を捨侍るわざな

めり京の商家などハことさら驕りの、

しり侍るとそ我府下近き比禁止の

命ありてさるあさましき事侍らす

深窓にやしなハるゝむすめを五ゴ文字モシと申すハ

【二二 右】

保元平治の比より大かたハ申侍るにや信西法

師の女弁の局の上西門院の命婦のかたへおく

れる哥に

人にないつ五の文字のあとときへて佛さへもかきくもりぬる

とよミ侍る哥信西の日記にあり周礼の注疏に

婦人ハ備五徳以為貞婦とあり五徳とハ貞清美

譜胎とて貞ハ外男をかへりミス清ハしうとだつかた

を貪らす又身に近き親シシのしるへたる人を以て

夫の財禄をつるやさす美とハそのかたちすくれ

らうたげなる譜とハ先祖より系図正しき事

胎とハ相続の目出度ごとにて侍る

文を略書す

文箱フバコ女房の文にハ日時年月を記さすされど

【二二 左】

いづらの時としるさすせハいか、ハせんさるによりて  
ふはこをあまた調じをきて時にふれ折にあひ  
たる絵様の箱に入れておくるへき也 文略書す

信景按するに文箱の蒔絵ハ心得有へき事

なり今ハかゝる事もすへて知る人なく思ふ

まゝに蒔絵を好ミ侍るにや夫故春も紅葉

萩などの絵ある文箱秋も梅様なとまきゑ

やうを用ひ侍る卑賤の身ハとまれかくまれ

大家の御嫁娶など取あつかへる人よく知

へき事也

○敬公(朱書)初代源の御時水野の東国山にて金(尾張名所図絵ニハ鉄ノ桶トアリ)の筒を掘出せり

実に古物ニて銘に當国神社とあり即尾張戸ノ神社の事

【二三 右】

○尾州庄名

\*海西郡 茨木 市江 富安 日置 早尾 永岡 已上六庄此外古書有小嶋庄

中嶋郡 小田 井立ツ部 国府 中ノ庄 熊ノ庄 小平 熟田 重田 長岡 高登 丹羽 門間 対手 中野 中岡 今寄 真清田 濱田 荒木 已上十二庄此外大須庄属美濃

葉栗郡 門間 平泉 已上二庄

丹羽郡 柳木 井上 江城 小弓 已上八庄

岩田 高雄



愛智郡 名古屋 山田 市部 井戸田 則武 一柳 已上十二庄

智多郡 日置 星崎 鳴海 千龜 八事 長根 已上十二庄

海東郡 大高 江ノ庄 鴨海 英比 大野 敷 野間 已上二十二庄

三代  
\* 「春日井 小田井、山田、朝日、能、一色、船場、田中、醍醐、篠木、柏井、安食、已上十一庄」

○我網誠公有司に命して小牧山及び長湫の戰蹤を正さしめ 先公敬公の遺書によりて事実をさ

【二三 左】

\* くり求め詞臣並河子健ト号スを自晦して碑の銘を作らしめ石に

刻して永く 大神君戎衣 進の政をあらハし 忠義の士臣控弦抗戈の功を知しめ後の士をして

講武に進ましめん事を欲しての御事なりしに 銘すてに成て 公薨し給ひしかハ其事徒

に止にき恨むへし憎むへきかな尾張誌、尾張名所図繪ニ碑文出ヅ

\* 「碑本曰 元録(マ)十一年戊寅冬十一月日 尾陽詞臣並河子健百拜記」

○ 鹿絹 按するに素絹と書て白きをいふハ非か台家黒きを

○ 或染工井げたの紋を書しに一人の染工是を見て

曰法をしらすして妄にうわゑせし井文字を繪

書ハ左を上にかさね書か故実也右を上にかさね書ハ

人の字となる四人ハしびとにきこゆる故入の字と  
 【二四 右】

なるやうに書なりといひし



是右を上  
 して人の字  
 になる也



是左を上にして  
 入の字になる也

○工匠の棟上に墨指を第一に置いて手斧テラノを次に  
 置て終りに曲尺カネを置て祝す其故をとへハ是水

の字なるといひし俗風なれ共

和漢家作りに水を用ひ侍る事

屋上に鴟尾を置き内に天井を設

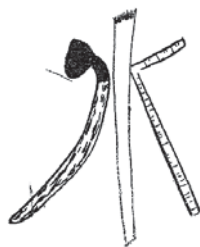
○或ハ藻を描籠を凶する事皆水物を

製して火災をいとふ水の字をつくるも此意也

○浅野家義士主君の讎を報せし四十余人の中に

【二四 左】

間ハサマ何某次重其老母妻女に及び娘を下人某に命して  
 西国のゆかり有方へ立退せし難波より出船の際ホト  
 舟人彼老母及び内室をひそかに殺し器財を



盗み娘をハ花柳へ売り大坂新町て行衛なくなりし  
 彼下人主の命を奉せし甲斐もなくしなたれ  
 今ハ世に生てあらんもなか／＼口おしと思ひ  
 しか一度悪徒を打て其後兎も角もなる  
 へしと思ひ定め質をかへて窺ひし九かへりの  
 春秋を送り心をくたき近き比ハ乞食して大  
 坂の内を尋ねし或油うる富家にて我主人  
 の器を見出し重是なりとかくつけねらひしか  
 果して彼いたつら者を慥に見届け油屋となりて留り

## 【二五 右】

吏所鈴木飛騨守に訟しかハやかてめし取れて先の悪行  
 悉く白状せし即獄につなかれて関東に告らる  
 彼ノ下人神妙のいたしやうを吏所にも感せられ  
 侍ると難波人より此比書送り東より 柳営  
 の官人に聞し趣なんと云越侍る

○熱田の郷に加藤氏あり其元勢州山田より来り  
 神宮葺シフフ工の家となれり其裔水野氏の女を娶  
 れり是傳通大夫人の御妹也  
 神君幼き時加藤か家に入せたまひけるも母公  
 よし有しゆへなりとそ今に彼家代々 大樹の

朱章を許して采地を領し侍る又同前に  
〔朱書〕尾張新國松二本ヲ作也  
 岡部氏あり代々宮社の工匠を事とす原信

【二五 左】

長の妾此家にして子をうみまいらせける事  
 ありし其時よりして一百斛の地を拝して  
 今に伝へ侍るとかや  
又岡部の先祖の妾ハ平信秀の妾を  
 賜りて子を生せしとある人語りし

○興福寺の宝蔵に光明後の髪なりとて其長壹丈  
 余のかつらとそ又吉野泥川と云所にてんの川とかや  
 に弁才天の祠有そこに長八尺はかりの髪あり  
 是ハ白拍子静か髪なりと云伝ふ又此所に五丈  
 も有なんいと長き毛あり七なんか陰毛也といふとそ  
 熱田の社にも又此類ひなるものあり

○禍従口生大方便經

一人當千涅槃經

壁有耳

博聞錄

亭主

楞嚴經

冥加

孝衡

【二六 右】

○或人間中世以来武家采地永樂錢幾貫と  
 いふ凡ソ一貫ハ秋米幾石に当れる曰代々所々  
 によりて不同有之是を分錢の法と云ふ  
 分錢八貫之地楊井隱岐守於南桑村ノ内為

給地被遣候全可為知行者也

弘治三年十一月廿五日 赤川左京等五人

連判也

分錢天正の石直しに東国ハ一貫九石西国ハ一貫八石と云々

但し天文の比ハ三州辺の分錢一貫十石なりしにや

\* 予○か○先○天○野○賢○景○  
天文十九年三州大涙(マ)にて五十

貫文の采地を拜す然るに其納 五百石の地也

其後東海道の分錢五百石の石直し也  
甲州辺ハ石直し尤少し一貫四五石の時有し

とそ

\* (朱書) 「此書天野信景  
手書ナラン」

【二七 右】

元禄十一年十二月五日筑前国

博多ハカタの聖福寺とかや境内

にて異朝古物の金銀及び

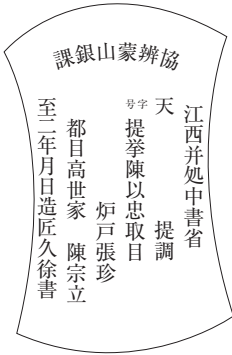
銅錢を掘り出せし金銀十

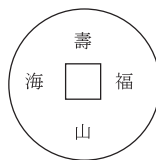
五枚も有とかや其かたち

かゝる物なりけりと書

伝へ侍る是錠サウマ或ハ法馬フンドウなり

長サ五寸はかりとそ如此書てありとなん又錢サウマは





此文ありときこゑたり

○真妙シンミヤウ 小侍女也 出干楊妃外傳上

○大須真福寺藏書目

一 神祇秘抄 神皇系圖 神皇實録 合テ一卷

【二六 左】

一 兩宮形文深秘上下 一卷 一 宝基本記 一卷

一 御遷宮ノ飭カサリ 一卷 一 天地靈覚秘書 瑞相仙宮秘文 合テ一卷

一 神道簡要 一卷 一 二所太神宮神名秘書 宝山記 合テ一卷

一 御氣ミケ殿ド本記 一卷 一 古事記上下不足 二卷

一 麗氣記内一卷不足 十八卷 一 神道集本八七卷今四卷迄テ 三卷

一 唯一神道名法要集 一卷 一 神器傳受篇 一卷

一 地神出生篇 一卷 一 神皇正統録 四卷

一 太神宮諸雜事記 二卷 一 神祇(マ)本源 十五卷

○烏ウ絲シ欄ランハ紙シにシけシをシ引シ名シ也シけシハシ經シ緯シをシけシとシよシむシかシたシまシさシり

界ケのケ字シをシ書シもシあシれシとシ經シ緯シをシけシとシよシむシかシたシまシさシり  
てシ覚シへシ侍シるシ又シ墨シ線シとシいシふシ也

○ 鴿 按ニ此字譌鴿字古來書率都婆詳見鴿字經ノ  
【二七 左】

儀軌可考鴿ハ即呪中一字只以声音以字義勿論  
其義梵<sup>カク</sup>是也

○ 二十八宿之次序至清朝時憲曆西方七宿以觜

參其<sup>ク</sup>○序為參觜是○自<sup>キミン</sup>季明天文学如此凡觜三星在

參十星之上且ツ觜之度甚微而其度交畢參故自

古列宿之次序以觜為先而自明至清天文甚詳

蜜也至○論<sup>其</sup>列宿亦有其理西洋ノ利瑪竇<sup>メ</sup>明<sup>チヤウ</sup>万曆中

至中国專教天文之学今 異邦 本朝所<sup>タラ</sup>学天

文之学皆其余流也

利瑪竇事跡在事言要玄帝京景物畧五雜俎

等

○ 書籍にへ如此するを釣頭と云搜神後記に見ゆ

【二八 右】

○ 水戸府君源義公いつれの年にやありけん歳暮に

よませたまふ狂歌とて人の語りける

うたてしなもらひもせぬにくれて行年をハとらて

おひかへしたや

○ 或人曰葺不合尊をたけうの尊と申奉るよし

人語りき何の書に出たるやと予ガ曰これ略称にして和歌に見へたり

續後撰神祇元慶二年日本紀竟宴彦波湫武鷗ヒコナギサタケウ

鷗ノ羽葺不合尊を兵部卿本康親王

わたづ海波かき分てあらハれしたけうのミこと幾代へぬらん

此類ハ尤多し神代卷神名異なるやうに書し

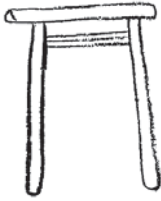
【二八 左】

も或ハ略称又音便転語にて一名なれ共異なる

やうにきこゑ侍るといひ遣しける

○ 衡門トリイ 図

伊勢神宮の神門古制を存す工匠これを二柱フタハンラの鳥居と称す



諸社の立る所と異なり是上代の門なり



【二九 右】 今村落の門似之者あり



これにて古昔の質素を思ふへし今とても門立る柱を  
ミるに



【二九 左】

此柱ハ即とり居のかたちにあらずや後世これをわすれ  
て種々の附会を為す一笑するに足れり  
諸社の鳥居笠木そりて額短あるものを工匠嶋木

鳥居ト云柱にひかへの木あるを籠指の鳥居といひ  
柱の根を同シ木を以てつゝむものを藁座鳥居と云  
とそ皆後世の制也



是を三輪作りと云三輪の鳥居  
如此

【三〇右】



笠木の上破風を作るものを総合鳥居  
と云近江日吉の社如此是習合の制也

○明應三年將軍御元服聞書十二月廿一日記正  
和二年三月廿七日新製云足袋御免之事革襪  
年齢五旬以後可被免許但雖不及此齡為病体  
者蒙御免可着白革燻革シラカワフスヘ云  
凡朝廷諸臣諸社神人足袋御免なけれハ着する  
事なし今とても廷臣ハかくのことし武家ハ

もとより勇氣を先とすれば赤足スアシ勿論なる  
へきを太平久しき故武林婦人のことくに

【三〇左】

なりて夏月さへ間々足袋をはき侍るにや我  
公室の御家人布衣の時皆赤足なり誠に

古へよりのすかたなりけり

○日ヒ次ナミ御記より以来ノ史類今世に知る人まれなり諸家  
秘して出せざる故のミ左の書目其年代の次なり

堀左記永保二年

六條院顕時記永万年六月

朝隆記保元年

朝經ノ記永治元年十一月

經俊卿記正元

師弘記正元

實躬卿記正安二年正月

成通卿記久安六年六月

光雅卿ノ記嘉應

親孝卿記文保六年正月

外記師尚記文治六年正月

小外記廣元記文治

長兼卿記元久二年

雅兼卿記

以遠記永久三年

信範記治承四年

為經記寛元四年

伊綱記正安三年正月

頼業記久寿

頼資卿記承久四年

經光卿記仁治二年

憲説記建長

【三一右】

右少弁資實記建久元年

左少弁家光記貞応元年

大右記永保三年

右少弁資宣記弘長元年

此外ハ兵範記にて代々の事跡を見るへきかも  
久安五年十月十一日 仁平二年冬三ヶ月

同三 自正月  
至六月

久壽三 春三ヶ月

同三 春三ヶ月  
至六月

同二 自四月  
至六月

同三 正月

右各一冊ヅ、あり

同九月 上二冊  
下二冊

同十一月 上二冊  
下二冊

【三一 左】

同四月

同九月

治承四二月

右各一冊あり

凡通計して二十四冊也此外猶多し園大曆

薩戒記梅松論元弘日記以下の記録又数十部あり

此等の古記を見ずして古しへを云事なかれ

○近世の年号古へ勘文に出て被行さりし号多し

今其一二を抄す

天和

嘉暦改元の時文章博士行成考の内ニあり又延元ノ改元に式部大輔  
大輔長員の考貞和改元に文章博士宗範の考親應の改元に式部大輔  
長員の考の内等に出し

同 自七月  
至十二月

保元 自四月  
至七月

仁安元 自九月  
至十一月

同二 十月

同三 七月

同十月 一冊

同十二月 上二冊  
下二冊

嘉應元年六月

同十月

慶長

元弘改元の時文章博士在淳の考正慶改元ニ文章博士在成の考等の内に出たり

【三二 右】

慶安

正慶改元の時正三位在登考への内ニ出す

右の外猶近年の年号をむかしも書出されしか難ありて止ぬるを再ひ勘文を奉りて天下の号となりしも多かる年号さへ時に用ひられずして又期ありて被行あり人の世の挙やめらるゝも其故ある事にこそ

○幕下の御院号ハ勅して△勘文をめして定めさせ

\* たまふ今時浮屠氏何のわけもなき文字熟字にあらざるをも意に任せて大家に号し侍るものと日を同しうして申へき事に

あらず

\* (朱書)「下ヨリ上ニ奉ル書ヲ云フ」

台徳院

書説命曰朝夕納壽以輔台徳

【三二 左】

大猷院

周官曰若昔大猷制治于未乱保邦ヲ于未危

嚴有院

書卑陶讀曰日嚴祗敬六徳亮采有邦  
嚴有公崇号の宣命使平松中納言時量位記使少内記

○後村上院皇子尊觀法親王或ハ深勝新葉集作者也 遁世の後

遊行八世の他阿に帰して時衆となり給へり第十二(マ)  
 世の他阿上人是也是より清浄光寺の現住を南

門と称す南方の門跡と云事なるとかや尊親ハ  
三州大

源称名寺  
一代と云々

源有親主親氏主御父子尊観上人の門に入て暫ク

時衆とならせましヨシシくける初メ有親主の御妹を

吉御前と申せし時衆の比丘尼とならせ給ひ

徳川の万徳寺を開基有しとかや万徳寺の

号ハ遊行上人よりつけまいらせられし此

【三三 右】

尼公の御よせにて有親主御父子とならせたまひ

しとかや或曰世良田万徳九改親主弘阿上人の  
弟子となり御出家の後御建立共云へり有親主後

にハ參州称名寺に住せ給へり称名寺ハ正平北朝

の延文  
なりのころ聲阿上人開基せられしと云々

○我本州の神名帳海部郡より始む伊勢志摩

尾張と序て志州より海を越て海部にいたる

故か中嶋郡ハ古の国衙コウガにして司庁の所在なれハ

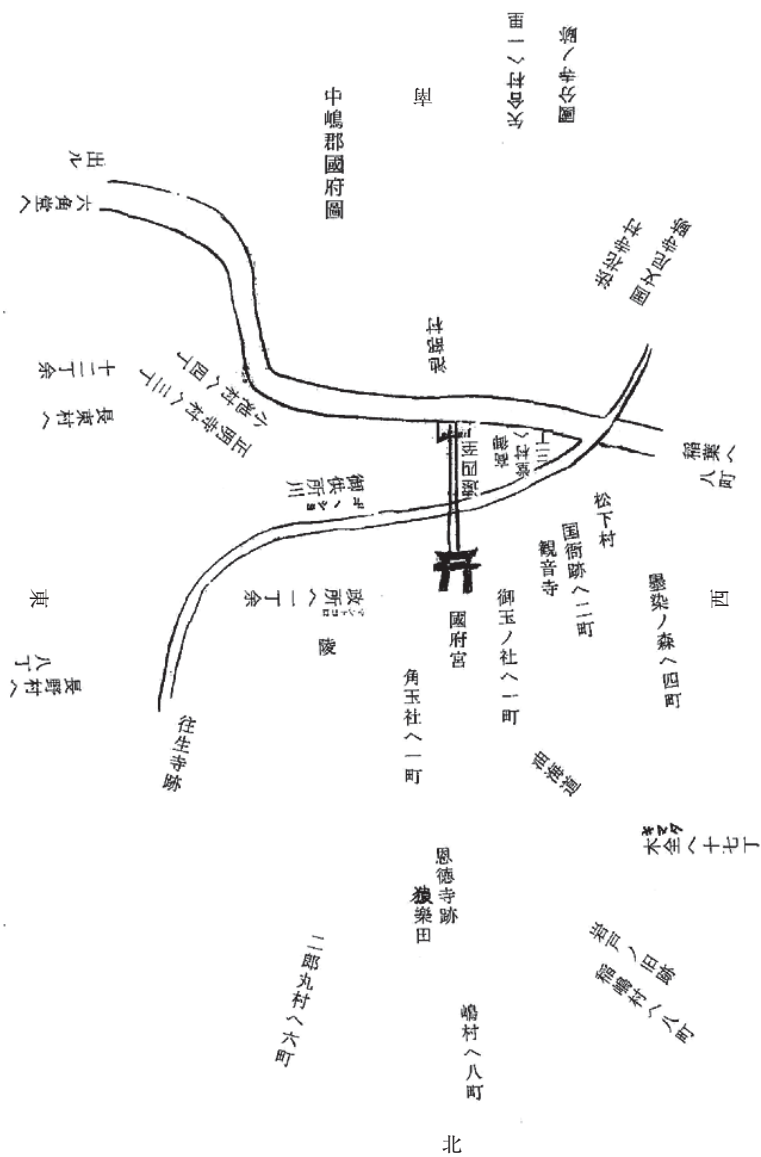
中嶋そ始メなるへきに海部を最初にせしこと如何

そや海部郡勝幡郷ハ中世国司の公官も有し

様に古書に記せるもあれハ府八時によりて同し

## 【三三 左】

からさるにや又海部郡第一に漆部<sup>スリベ</sup>神社を録す  
 この社ハ民部省圖帳にも載て代々の尊崇も  
 尤も他に異なりしか今ハ社地いづくとも知り  
 かたし海部の大社津嶋より外なきにや  
 ひそかに疑ふ津嶋の社ハむかしの漆部神社にや  
 され共古書に見る所なけれハ今さら夫といひ  
 かたし故に予かへ國帳集説に漆部津嶋二社  
 ともに記す







## 【三四 右】

(朱書)「宝永七」

○庚寅七月城南真福寺戯場の側に一獸を置て

見す大さ小<sup>コ</sup>狗のこたく長し喙尖り足<sup>ミンカク</sup>倭其せい六  
寸余長サ尺数寸に不過尾猫に似て長サ身と等し  
毛黒く眼上少し白毛あり身ハ灰毛の筋<sup>スジ</sup>をなせり  
よく酒をのむ手して盃を捧て吸ふ其行静にして  
愛すへし或人は獾の類かと云予曰けにも獾の  
類と云へし但獾大尾短是ハ小尾甚長獾穴居是  
ハ竹木に登ル本草時珍曰熊太古翼越集云木狗  
生廣東左右江山中形如黑狗能登木又曰川西  
有玄豹大如狗黑色尾亦如狗此亦木狗之属也と

いへり今見るによく木狗の説に合へり竹木に登る事甚すみやかなり其図を描て博に備ふ

【三四 左】

○神武帝即位の始天ノ富命太玉命の孫諸の斎部を率て三種の神器を正殿に安奉りたまひしハ祭官の始也天稚子命兄屋命の孫神代の古事を奏し

たまひしハ朝政を執給へるすかたにして撰祿の権輿宇摩志麻治命内物部を率ヒて

矛楯を豎テ嚴カに威儀を備へ給ひけるハ後世

近衛の起ル所道臣命来目メ目を帥ひ仗を帶し

宮門を衛り給ひしハ外衛サノエの始也されハ我国

百官の序神祇官太政官と次て是より八省

諸国さまくの職分有るハ皆政事のひろきが

為也六衛の重記他に異なるさま皆人王の

始に定りたる事をよくそ知るへし文武の

【三五 左】

○官異邦を學んで置たまふにハあらず

○帝都近境 内及ひ院の御料と臣下の采地と

の境サイマ杭マに 禁裡御料 仙洞御料等書事

然るへからすたとへは山科の御料鳥羽ノ御料

等改ムへき由且洛中商家の拓牌に禁裡

仙洞の文字書へからすと辛卯の七月関東ノ

有司大久保大開守  
松平石見守海道以西に令せらる是今度

朝鮮の信使来聘の故我国近世の非俗を革

させ給ふとにやさらすとも至尊の御倉院の

御処分なんと倍(マ)臣の領地とならへ書く事

もとより憚りありし万の名分を正させ給ふ

昭代の典則おほけなき事なからいとめてたし

【三六 右】

○温石或人問本草に古きシキカハラ磚を焼て身を温る事

有又證類本草にハ堅石を焼煖用るを温石と云

のミ別に温石と云石有に非ざるよし云へり然るに

世に温石とて青色を帯る石を殊に温石と呼如何

と曰山東通志に掖縣といふ所より出る石に青白を兼ね

潤膩玉のことくなる物を温石と称す是我国にいふ

温石ともしされハ冬日風烈しき時ハ弓の弦折

安し然るを此石の末少し指につけて弦をし

こけハ柔韌なる事夏月の時張れるに等し是

温暖の性ある石のしるし也他の石にかゝる事

なしされハ證類の説ハ彼石を知らずして云へる

なるへし

【三六 左】

○ 馳イダチの火柱を立てるとて世に妖とする事あり馳ハ

夜中樹木に上りて焰気を起し又地上に柱の

ことく烟気を発する事あり是をいふ

○ 瘍医外科の事なり探札抽籤也今の観音籤等の占なり白猫墨益なり軽箆便

面障面ミナ扇をいふ鎗旗茶也雪液酒也柿脯倭にいふくしかき

烏麦喬麦也穢米大ス、ダマ

○ へ水生十五三段ハ刀剣を目利する秘書なり此中に

宝劍西海に没して後崇め給ふ今の新宝劍た

しかに作者を出せり憚多き御事なれハ爰に

もらし侍る志の人あらは別に可伝之のミ

○ 甘の字をあまなふと読ムハ己ノが不好事をすき

好む事のやふにして捨おくを云

【三七 右】

○ 起の字ハ物こと一きわひきたてなんと云時用る

文字也

○ 竹腰氏ハ佐々木の庶流本貫ハ江州竹ノ腰村家紋

四ツ目結と云

旧説ニ竹腰正安ハ金森之族ニシテ而土岐氏之流原氏ト云云

源重繩

繩一 作綱竹腰七郎仕齊藤山城守  
法名道珍 珍或作鎮

重吉

攝津守

女子

竹腰正安妻

重次

攝津守 子孫多シ  
武井ノ祖

正安

本氏原谷琴竹腰重吉女稱竹腰次郎兵衛

重時

次郎右衛門

正時

助九郎仕上杉景勝  
於奥州会津卒ス

正信

從五位下山城守子孫多シ仕尾公  
母志次加賀守女正保二年四月廿九日卒ス号正信院安登道輝

【三七 左】

一 說ニ曰正安ハ齊藤家ノ之族ト云メ梅輪内之紋ハ金森家ノ之紋也或ル說ニ曰齊藤氏ハ代々崇ニ天満天神ヲ故ニ以テ梅輪内一ヲ為レ紋ト正安仕ニ齊藤氏一ニ之ノ時以レ為ニ其ノ一族一タル所ニ恩賜一スル紋也ト云々

○世俗霜月十五日を良辰として髪置袴着元服シ髪そき等万ツめてたき事を始ムルわさ唐にハ例なきか按ずるに神武天皇元年踐祚の年十一月祈請寿祚の祭をなし給へり田事記長曆に曰神武天皇元年十一月丙子朔と拠此則庚寅ハ十五日也されハ百王の大祖鎮祭をなし始め給ふ日なれ

は 伝 へ て 目 出 度 事 に ハ 此 日 を 用 ひ 待 る  (虫 損)  
や